

NEWS LETTER

Japan Association for College Accreditation 財団法人 短期大学基準協会

2007.10 Vol.40

Contents

- 巻頭言 評価の活用と短期大学基準協会の課題
- 論説 1 第三者評価を終えて
- 論説 2 ALOを経験して
- 委員会から 地域総合科学科の達成度評価に至るまで

巻頭言 評価の活用と短期大学基準協会の課題

財団法人短期大学基準協会 理事
札幌国際大学短期大学部 理事長

和野内 崇 弘



第三者評価の実施も3回目となった。設置基準の大綱化に伴う、任意の自己点検・評価を経て義務化された自己点検・評価の時期を含めると、評価の歴史も結構長くなっていることに驚かされる。

日本の教育社会に評価文化が根付くかどうか、多くの人は危惧を持っていたと思う。

そして、7年に1回は認証評価を受けることが義務づけられ、結果として、短大教育界では、認証評価機関として財団法人短期大学基準協会が誕生したということになる。

今、基準協会による第三者評価活動について、評価をすることはきわめて早計であり、評価が一巡する頃には、当然のことながら、基準協会の第三者評価についての点検・評価が必要となるであろう。

評価の理想は、自己点検・自己評価にあるといえるが、客観性の問題もあり、その実効を期待することは難しい。もともと日本では、教育の世界に評価の概念を持ち込まれた歴史も短く、特に教職員に対する評価、教育研究、経営にまで及ぶ評価はなかなか実行されなかった。

日本の社会はどちらかといえば同質社会であり、それぞれが余り違いがないことを理想としてきたことを否定できない。アメリカのように異質社会での競争関係を当り前のこととしている国と異なっていることも、評価の壁になっていたことは間違いないことといえよう。

短期大学基準協会の第三者評価は、評価項目も多岐にわたり、良くできていると思う。反面、評価を受ける短期大学は、その準備に相当の労力を要していることも事実である。評価を受けるための教職員、特に関係する者の努力は

大変なものである。さて、評価の事前準備に多くの時間を費やし、評価員によって評価を受け、その結果をいただくわけだが、その結果の活用はどうなっているだろうか。

第三者評価の目的は、短期大学の教育研究や経営について客観的に評価してもらうことだが、一番重要なことは、その結果に基づいて、以後の教育研究や経営について改善することにある。各短大では、本当にその結果を事前の準備に費やした努力と同じように評価の事後活用に生かしているだろうか。評価の目的は評価を受けることではなく、それを生かして将来の改善につなげることである。

これらについての実践報告は今のところ、筆者の知るところでもなく、事実関係はよくわからない。

少なくとも、本学では、残念ながら、評価結果を踏まえた改善計画検討に本格的に取り組んでいないように思う。昨年度、評価を受けたばかりであり、直ちにそれへの評価の検討をすることは早計であると思うし、理事長、学長のリーダーシップにかかわることであり、改めて自省しているところである。

評価を受けることは手段であり、その結果を活用して改善することが目的であると思うのだが、諸賢のご教示をいただきたい。

評価を受けた者としては、評価項目をもう少し整理して、それでも全容がわかるように改善したらという感じがする。今後の課題として考えてもよいのではないだろうか。

第三者評価を終えて

山口 恒 夫（川崎医療短期大学 ALO・副学長）

学校法人川崎学園は、昭和 45 年に設立され、川崎医科大学、川崎医科大学附属病院、川崎医療福祉大学、川崎医療短期大学（本学）など医学・福祉分野の教育・研究施設を次々と設置し、有機的に連携のとれた医学・医療・福祉系の総合学園として発展してきました。

中でも本学は、川崎医科大学の開学から間もない昭和 48 年に「人をつくる」、「体をつくる」、「深い専門的知識・技能を身につける」という三つの建学理念を掲げ、創設されました。以来、これらの理念に沿って、時代のニーズに応えつつ、幾度かの改組・転換を経て 6 学科（第一看護科^①、臨床検査科、放射線技術科、臨床工学科^②、介護福祉科、医療保育科）を擁する医療・福祉系の総合短期大学として、30 年有余の歴史を刻んでまいりました。

〔①平成 19 年度より「看護科」に名称変更；②平成 19 年度より募集停止し、川崎医療福祉大学へ改組〕

第三者評価以前の自己点検・評価

平成 3 年に「自己点検・評価の努力義務」が制度化されたことが皮切りになって、平成 10 年には「自己点検・評価の義務化と第三者評価の努力義務」、平成 14 年には「第三者評価制度の導入」がそれぞれ省令化されました。

本学では、平成 5 年度に「自己点検・評価に関する実施規程」を制定し、同年度から平成 16 年度までに計 6 冊の『自己点検・評価報告書』を作成、公表してきました。この間、平成 12 年度には、従来の点検・評価方式を全面的に見直し、評価の領域と項目ごとに「より客観的な現状説明」と「より厳密な点検・評価」ができるような方式に改善し、爾来、より充実した内容の報告書を公表するような努力を重ねてまいりました。

さらに、平成 11 年度から平成 14 年度にかけて、京都医療技術短期大学と本学との間で相互評価を行い、平成 14 年度末に、その結果を『川崎医療短期大学と京都医療技術短期大学との相互評価報告書』として公表いたしました。

自己点検・評価報告書と資料の作成

周知のように、平成 16 年 4 月、学校教育法第 69 条の 3 に基づいて認証評価制度が施行され、翌 17 年 1 月には、

短期大学基準協会が正式な認証評価機関として文部科学省から認証されました。これを受けて本学では、4 月に教授会で、平成 18 年度に第三者評価（認証評価）を受けることを正式に決定するとともに、全教職員を対象とする「第三者評価の説明会」を開催し、第三者評価の流れと、評価の特徴が“対話重視型”であることと、“ピアレビュー型”であることを理解してもらいました。

次に本学が取り組んだのは、学内の諸規程の全面的な見直しと、それらの改正でした。「学則」には、新条目として“点検評価”を加えて自ら行う点検・評価と認証評価を明記しました。また、「点検評価委員会規程」には、委員会の下に「自己点検・評価専門委員会」と「第三者評価専門委員会」を設置することを加えました。

平成 17 年 7 月に、短期大学基準協会に対して本学が平成 18 年度に第三者評価を受けることを正式に申し込み、早速、上記の二つの専門委員会（ともに委員長は ALO）が評価を受ける準備を開始いたしました。具体的な準備に先立って、あらかじめ教授会で「第三者評価専門委員会」が中心になって、1) 第三者評価用の『自己点検・評価報告書』、2) 添付資料、3) 参考資料、4) 個人調書等の作成にあたることと、「自己点検・評価専門委員会」が中心になって、本学が独自に行う点検・評価の報告書である『平成 16・17 年度自己点検・評価報告書』の作成に当たることを、承認してもらいました。

第三者評価用の『自己点検・評価報告書』や添付資料等は、すべてほぼ予定どおり約六ヶ月後に仕上がりました。しかし、そこに至る過程は決して順風満帆というものではありませんでした。例えば、報告書の総ページ数が 120 ページ以内という制限付きの作成は、いたるところに壁のあるような作業となりました。また、一部の添付資料（本学として初めて取り組んだ“卒業生の学習・仕事・生活に関する調査”や“卒業生の就職先へのアンケート調査”など）の作成には、予想以上の時間を費やしてしまいました。さらに、第三者評価用の『自己点検・評価報告書』と同時に本学独自の『平成 16・17 年度自己点検・評価報告書』を作成することは、日程からしてもかなり厳しい作業でした。今回の第三者評価を受けるに当たっては、是非、今回

の貴重な経験を活かしたいと考えています。

訪問調査

訪問調査は、平成18年10月2日から4日まで、短期大学基準協会が委嘱した評価チーム（短大教員4人と短大事務局長1人で編成）によって行われました。「面接調査」（3回、通算約4時間30分）と「学内見学」（1回、約1時間30分）には、できるだけ理事長、学長、ALO（副学長）、学長補佐、教務部長、各学科主任、事務部長が同席できるようにし、評価員からの質問に円滑に対応できるように配慮いたしました。

足かけ3日間の訪問調査を通じて、評価員の方々には極めて綿密、丁寧に現状を調査するとともに、『自己点検・評価報告書』の記載内容、内容の裏付けとなる「添付資料」、「参考資料」、「個人調書」などを精査されて、総数80にも及ぶ多数のご質問やコメントを寄せてくださいました。ご質問やコメントの中には、第三者でなければ指摘されないような事項や内容が少なからずあり、改めて第三者評価の意義を痛感いたしました。

機関別認証評価を受けて

本学は、平成18年12月22日付けで、短期大学基準協会から機関別評価案の内示を受け取りました。さらに、平成19年3月22日付けで、同協会から「本学は、平成18年度（財）短期大学基準協会による第三者評価の結果、適格と認定された」との通知を受領いたしました。

同年5月14日には、東京の「アルカディア市ヶ谷」で開催された“平成18年度第三者評価「適格認定証」贈呈式”に学長とALOが出席し、適格認定証を受領いたしました。

なお、本学では、平成18年7月末に第三者評価用の『自己点検・評価報告書』、「添付資料」及び『平成16・17年度自己点検・評価報告書』を図書館に配架して、過去3

年間に行われた教育研究の内容と管理運営の実態などを全教職員と学生に供覧いたしました。また、平成19年4月早々、短期大学基準協会から受領した『川崎医療短期大学 平成18年度第三者評価 機関別評価結果』の全文をホームページに掲載し、公表いたしました。

今後の改善・改革に向けて

本学では、訪問調査の際に寄せられたご意見やコメント、「機関別評価結果」に掲載されている「向上・充実のための課題」それぞれを真摯に受けとめ、訪問調査終了から間を置かないで、是正を必要とする項目の改善に着手しました。中でも、「シラバス」や『学生便覧』については早速、改善と充実に取り組み、平成19年4月には、内容の充実した『学びとキャンパスライフ 2007』（旧『学生便覧』）を全面改訂し、改称を全学生に配布するとともに、大幅に改善された「シラバス」を活用しながら講義・実習を行っています。

また、評価員にご指摘を受けた学科横断的なカリキュラム編成については、平成21年度の全面改正を目指して、現在、教務委員会を中心に精力的に検討を重ねています。さらに、「入学前教育資料」や教養科目の一翼を担う「医療福祉教養講座」の一層の充実、就職支援や四年制大学3年次編入学の支援などにも鋭意取り組んでいます。

〈井の中の蛙大海を知らず〉という格言があります。もちろん、「考えや知識が狭くて、もっと広い世界のあることを知らないこと」を比喻したものです。また、〈他人の正目〉とか、〈傍目八目〉とかいう諺があります。ともに「他人の公平な観察のほうが、当事者のそれより正確であること」を比喻したものです。適格認定を頂戴してから約5ヶ月を経過した現在、第三者評価のメリットを改めて考えるとき、三つの格言が脳裏に浮かんできます。



ALOを経験して

清水 智 (山梨学院大学 経営情報学部 教授 / 元山梨学院短期大学 教授)

平成13年度より自己点検評価委員会副委員長として、他大学との相互評価や学内の自己点検評価を推進してきたこともあり、本学において私がALOに就任することはごく自然な流れであった。平成16年4月の教授会で正式に任命されたのであるが、その時点ではALOがどのような役割を果たすべきものなのか深い認識はなかった。

第三者評価の認識と説明会

初仕事は、学内の誰よりも先に第三者評価に関する情報収集を行い、理解することであった。具体的には日々の教育活動の合間に短期大学基準協会のウェブサイト公開されている全文書の精読から始めた。また、認証評価機関が主催する情報交換の場は特に重要であると考え、ALO対象説明会にも参加した。本学は平成18年度の第三者評価受審を計画していたので、16、17年度の2度に亘り出席することができた。インターネットの発展が目覚ましい今日の社会では、様々な格付け、ランキング等の情報が広く流通し公開されている。こういった状況で私自身、第三者評価を受け入れることに違和感はないが、「短期大学基準協会が実施する第三者評価」の真意を必ずしも正確には捉えていなかったこともあり、16年度の説明会は、これを再認識する絶好の機会であった。また17年度の説明会では評価実施校からの報告及び実施要領、自己点検・評価報告書作成マニュアル(以下、マニュアルと略)等の補足説明があり、当事者の生の声を聞くことで第三者評価の実態をイメージすることができた。具体的な準備や報告書のまとめ方等で苦慮していた私にはまさに「渡りに船」であった。2度の説明会で得られた資料や情報は、その後の意思決定で重要な意味をもつことになったのは言うまでもない。

自己点検評価と報告書の作成

本学では、各部門の自己点検評価(第三者評価)を統括する「自己点検評価委員会(委員長:学長)」と報告書・資料作成等の実務を担う「自己点検評価委員会ワーキンググループ(委員長:ALO)」(以下、WGと略)を組織し推進してきた。第三者評価でも同様にALOが方針や業務分担等を立案し、WG、自己点検評価委員会の審議を経て、教授会で全学的に周知承認を得ることで業務を推進した。

ALOの主な任務の1つは、マニュアルに従い報告書を完成させることである。マニュアルは短期大学評価基準をベースに、根拠となる資料等に基づいた記述を求めているので、WGが中心となり、評価基準及びマニュアルの記述

事項を基に、現状の教育やその他業務の点検・評価を行った。その結果、不十分なものが見つかったため審議を重ね、この第三者評価を改革・改善を行う好機と捉え、根拠となる資料等の整備と共に出来ることは全て実行する方針を決定した。実際の作業は、全教職員が広範囲に関わり、個人負担も増し、紆余曲折を経る長期戦となった。だが、それも学長のリーダーシップと学科長・WGの献身的な支援協力を得ながら、教職員一人ひとりを尊重し、円滑かつ十分なコミュニケーションをもち、協力して問題解決にあたることで完遂できた。

報告書の作成は、以上のような活動に並行して行われ、平成16年度版として、本学が継続的に取り組んできた自己点検評価報告書の作成を、マニュアル準拠で試行した。その後、第三者評価のための自己点検・評価報告書に着手し、提出期限間際まで推敲を重ね完成させた。

訪問調査と第三者評価を受けて

7月の評価員との交渉で、訪問調査の日程(9月11日～13日)や基本的なスケジュールを決定したこともあり、その後は当日の準備に集中することができた。特に本学は独自の参考資料が多かったため、「評価員が当日初めて閲覧する資料を如何に効率よく理解してもらうか」が重要であると考えた。そこで、資料の見易さ、装丁方法や配布方法等の創意工夫に多くの時間を費やした。実際の訪問調査は、評価員の希望もあり学生と助手(助教)へのインタビューが追加されたが、ほぼ予定通りの日程で進行した。面接調査では各評価員が報告書や添付資料のみならず、当日の参考資料も短時間で精査し、それに基づいた厳密な質問をされる等、全体的に丁寧かつ的確な質問を頂き、本学も誠実な回答に努めた。限られた時間ではあったが、充実した対話ができたと確信している。

平成19年3月22日に「適格認定」通知があり、評価領域Ⅱ「教育の内容」、評価領域Ⅴ「学生支援」、評価領域Ⅶ「社会的活動」で「優れていると判断される事項」との評価を受けた。さらに、改革・改善を完遂したことが功を奏したのか、「向上・充実のための課題」の項目では、1つも指摘を受けなかった。

第三者評価は点検、評価、改革・改善のサイクルを確実に実行するために必要不可欠なものであり、ALOとして、その推進者を務めたことは、大変貴重な経験であった。この経験を今後の教育・研究はじめ業務の改革・改善に向けて活かしていきたいと考える。

地域総合科学科の達成度評価に至るまで

自己点検・相互評価推進委員会 委員長
坂田 正二（広島文化短期大学 理事長）

1. 地域総合科学科の生い立ち

わが自己点検・相互評価推進委員会が向上充実委員会から名前を変えて、直ちに地域総合科学科の適格認定を行ったのは平成14年6月であった。その後、適格認定校は質的・量的に次第に充実し、本年9月に第一回の達成度評価を行った。これで当初の計画はようやく一巡したことになる。

この地域総合科学科のスタートより少し遅れて、学校教育法が大改正され、認証評価制度（第三者評価制度）が実施されることになったが、これも短期大学基準協会が中心になって進めたため両者が混同されることが多かったが、この両者には学校教育法の改正前と改正後という大きな違いがあってその性格に差がある。即ち、地域総合科学科

は第三者評価が法的に整備される前に、自己点検・相互評価の範囲内でまとめられたものがある。言い換えれば地域総合科学科は自己点検・評価に基づく「適格認定で始まり、達成度評価で終わる」が、「認証評価制度は自己点検・評価で始まり、第三者評価で終わる」ものなのである。なお、こちらのほうには法令的な裏づけや財政的サポートがあるのは言うまでもない。

この違いは、地域総合科学科の生い立ちに原因がある。平成13年9月頃、日本私立短期大学協会の理事会において、文部科学省高等教育局短期大学係より「別紙」のような資料が配布された。この内容は一読して判るように日本にもアメリカで成功しているコミュニティ・カレッジのようなものを作ったらどうかという相当に先導的な提案

別紙

短期大学の「地域総合科学科」について

～ コミュニティにおける知のコアへとリニューアル ～

1. 地域総合科学科とは

- 特定分野に限定せず、地域の多様なニーズに柔軟に応じることを目的とした新しいタイプの学科です。

〈地域総合科学科の特色〉

① 多彩な科目とコース展開

分野を特定せず、学生のニーズに対応して、多様な科目を開設。また、半年から2年間まで様々な期間設定のコースを展開。

② 科目・コースの柔軟な選択

準学士をめざした2年コースの履修のほか、科目単位の履修や、複数の短期コースの組み合わせによる履修等、柔軟な履修が可能。

③ 多様な履修形態

サテライト教室の実施、夜間コースの開設等のほか、パートタイム学生の受け入れ等により、多様な履修形態を提供。

④ 社会人の積極的受入れ

柔軟なコース選択と多様な履修形態の提供により、社会人の受け入れを積極的に推進。

⑤ 適格認定による質の保証

第三者機関（基準協会）による適格認定によって、地域総合科学科としての特色と教育の質を保証。

2. 地域総合科学科のメリット

① 教育の特色と品質が保証されていることの明示

「地域総合科学科」は、実際の個々の学科の名称ではなく、一定の特色を備え、基準協会による適格認定を受けた学科の総称です。

地域総合科学科である旨を学生募集要項等に記載することにより、その学科は、総合的な学習ができる条件や、社会人が学びやすい環境が整えられていることが明示されるので、多様なニーズを持つ学生が集まることが期待できます。

② 地域のニーズの変化に即応して、柔軟なコース設定が可能

地域総合科学科では、学科の中で多様なコース展開が可能であるため、地域や学生のニーズに変化が生じた場合にも、学科を他の学科に転換する必要がなく、コース設定等の変更により迅速かつ柔軟に対応が可能です。

③ 多様な分野の人材を幅広く非常勤として活用

地域総合科学科では、設置基準上必要とされる専任教官が一学科分となるため、複数の学科を設置する場合に比べ、教員数については余裕をもって対応しやすくなります。その分、例えば、様々な分野の非常勤講師を採用・活用することで、コース展開に幅を持たせることも可能です。

④ サテライト教室の実施により、社会人の受け入れ促進

サテライト教室の満たすべき要件を明確にし、その実施の途を開くことにより、地域の社会人の受け入れが一層進むことが期待できます。

⑤ 職業訓練給付金の支給対象コースの拡大

学科内に多数のコース展開が可能となるため、コース設定の仕方を工夫することで、職業訓練給付金の指定対象コースを増やすことも可能です。

(個別のコースの実際の指定については、各短大から中央職業能力開発協会に要相談。)

であった。しかも、それを直接担当するのは短期大学基準協会ということであった。言うまでもなくこれは短大振興のための抜本的な改革をめざしているもので、実に画期的な提案であると思った。それからしばらくして学校教育法が大改正され(平成15年4月1日)、認証評価機構ができるのは更にその1年後(平成16年4月1日施行)であるから、その直前の状況を想起してほしいのである。その環境の中で地域総合科学科はきわめてフレッシュな制度として誕生したのである。

2. 地域総合科学科の適格認定について

短期大学基準協会が行う適格認定が、始めて実施されたのは前述のごとく平成14年6月13日であった。任意団体であった短期大学基準協会が第三者機関として認められ、実質的には改組転換とも言える変更を設置基準抜きで行ったのであるから正に新時代の到来を思わせる画期的なものであった。

しかしながら、学校教育法の大改正があり、設置基準の大幅な緩和が実施されたのは翌年のことであった。これは国、公、私立すべての大学、短大にかかわる大改正で、地域総合科学科の登場もその大波に飲み込まれてしまったが、地域総合科学科で行った自主的にして独自性を持った適格認定を行うことが、教員組織の合理的な編成ができる

とか適格認定時から完成年度までの内でも内容変更が可能であるというような改革はすでに行っていたのである。これらのことは官僚統制に慣れ親しんでいたものにとっては新時代の到来を実感させるものであった。

3. 地域総合科学科の達成度評価について

このような適格認定によってスタートした地域総合科学科も、そのしめくりをどうするかということには先の別紙の中にもかかれていなかった。当時の認可行政で行われていた「アフター・ケア」に相当するものをどうするかということである。そこでたどりついたのが自己点検・評価文化の中で適格認定時に提出された多数の教育目標が完成年度までにどのように達成されたかということを変更して自己点検・評価していただき協会に報告していただくという考え方である。この達成度評価の考え方は適格認定のためのインタビューの時に委員長の開会挨拶の時にその都度申し上げてきた。そしてようやく本年9月に達成度評価の作業を終わり、各短大に地域総合科学科適格認定証を送付する運びとなったのである。これで平成13年に作業開始した地域総合科学科への取り組みがようやく一段落したということである。完成後は一般の学科と同様に7年に1度の認証評価を受けていただければよいと思っている。

基準協会の動き

第三者評価

平成 19 年度

●平成 19 年度第三者評価の訪問調査が行われています

平成 19 年度第三者評価の実施につきましては、7 月 12 日・13 日に評価員研修会が開催され、評価方法の説明や評価チームの打合せが行われました。その後、評価校から評価員に送られている自己点検・評価報告書について書面調査に入りました。

9 月 3 日からは訪問調査が始まりました。評価員 265 名が 53 の評価チームに分かれ、2 泊 3 日の日程で評価校を訪問し面接調査や学内視察等を行っています。訪問調査は 10 月下旬まで行われます。

●今後の評価スケジュール

訪問調査終了後の評価のスケジュールにつきましては、①各評価チームのチーム責任者は、当該評価校の評価について、11 月 5 日までにチームでまとめた領域別評価票を第三者評価委員会へ提出します。②第三者評価委員会では、評価校に応じて複数の分科会を置き、各チームから提出された領域別評価について、11 月 15 日、11 月 19 日・20 日、11 月 29 日・30 日の 5 日間にわたって審議を行い、機関別評価原案を作成します。11 月 19 日・20 日の分科会では、チーム責任者に出席願ひ、当該評価校の評価の概要等についてヒアリングを行います。③12 月中旬に開催する第三者評価委員会では、機関別評価原案について審議し、機関別評価案を作成します。④12 月下旬に評価校へ機関別評価案を内示します。⑤評価校は、内示された機関別評価案の内容に対し、異議のある場合は、内示後 1 ヶ月以内に異議申立ての申請を行います。異議申立てに対しては、第三者評価審査委員会において審査します。⑥3 月の理事会において各評価校の機関別評価を確定します。評価結果は、当該評価校へ通知し、刊行物やホームページ等で広く社会に公表します。

平成 20 年度

●平成 20 年度第三者評価評価校が決まりました

平成 20 年度第三者評価の実施については、私立短期大学の 57 校から申込みがあり、去る 9 月 20 日に開催された第 12 回理事会において、正式に 57 校を平成 20 年度の第三者評価評価校とすることが決まりました。

●平成 20 年度第三者評価実施に伴う評価員を委嘱しました

去る 9 月 20 日の第 12 回理事会において、平成 20 年度第三者評価評価校 57 校の評価を担当する評価員 252 名が決定し、後日、評価員の委嘱を行うこととしています。

●平成 20 年度第三者評価評価校 ALO 対象説明会を開催しました

去る 9 月 19 日（水）東京都豊島区の「ホテルベルクラシック東京」において、平成 20 年度第三者評価評価校 ALO 対象説明会を開催しました。当日は、平成 20 年度第三者評価評価校の ALO（第三者評価連絡調整責任者）及び事務局長はじめ事務局関係者等が 103 名参加して、下記の説明等が行われました。

平成 20 年度第三者評価 評価校 ALO 対象説明会

「挨拶」・「本協会の第三者評価について」

関根 秀和（第三者評価委員会委員長）

「第三者評価を受けるにあたって」

山内 昭人（第三者評価委員会副委員長）

「平成 20 年度の第三者評価実施に関する留意事項について」

和賀 崇（評価研究室研究員）

「質疑応答」



「本協会の第三者評価について」 関根委員長



「第三者評価を受けるにあたって」 山内副委員長

地域総合科学科

●適格認定評価を行いました

本年7月に地域総合科学科（総称）の適格認定評価について申請のあった佐賀女子短期大学の「キャリアデザイン学科」については、自己点検・相互評価推進委員会（坂田正二委員長）において書面審査と面接審査が行われました。委員会では、同学科が地域総合科学科として趣旨及び内容について適格であると評価し、適格認定報告案がまとめられました。9月20日の第12回理事会において報告案が承認され、キャリアデザイン学科の適格が認定されました。

●達成度評価報告がまとまりました

地域総合科学科（総称）については、自己点検・相互評価推進委員会（坂田正二委員長）において適格認定評価を行っておりますが、認定された地域総合科学科は、「地域総合科学科に関する適格認定評価の実施要領」及び「地域総合科学科達成度評価取扱要項」により、完成年度を過ぎた時点で所期の目的をどのように果たしているかについて書面審査により教育実績の評価を行うこととなっています。

そのため、完成年度を経た平成15年度及び16年度に地域総合科学科を開設した12短期大学（14学科）を対象に達成度評価を実施することになりました。当該短期大学に完成年度を過ぎた時点での自己点検・評価報告書の提出を求め、同委員会において提出された自己点検・評価報告書の書面審査を進めていましたが、このほど、達成度評価報告（案）がまとまり、去る9月20日の第12回理事会に報告案が提出され、審議の結果、正式に承認されました。

●適格認定証

完成年度を経た地域総合科学科について達成度評価を行い、適格となった学科については「地域総合科学科適格認定証」を授与することになりました。



調査研究

●ステークホルダー調査のワークショップを開催しました

調査研究委員会（館昭委員長）では、短期大学の将来構想に関する研究会（九州地区の9短期大学及び高等教育関係者で組織）と協力して、卒業生を受け入れる就職先等、また進学先である四年制大学等に対するインタビュー調査法を開発、実施し、その成果を『「短期大学ステークホルダー調査」調査研究報告書』（平成19年3月）として刊行いたしました。その成果をより広く活用していただくために、報告書の内容を踏まえて、東京（9月18日（火）目白大学新宿キャンパス）及び札幌（9月27日（木）札幌国際大学）でワークショップを開催しました。ワークショップは、下記のプログラムで行われました。

ステークホルダー調査を通じた短大教育の点検・評価方法に関するワークショップ

開会・主催者挨拶

東京会場：舘 昭（財団法人短期大学基準協会理事・調査研究委員会委員長）

札幌会場：吉本 圭一（調査研究委員会委員・九州大学）

短期大学の将来構想に関する研究会のあゆみ

東京会場：田中 正明（長崎女子短期大学）

札幌会場：阿部恵美子（長崎短期大学）

イントロダクション

東京会場：吉本 圭一（九州大学）

札幌会場：阿部恵美子（長崎短期大学）

第1部 ステークホルダーへの接近

卒業生を訪問、卒業生の訪問

東京会場：武藤 玲路（長崎女子短期大学）

札幌会場：石原 好宏（福岡工業大学短期大学部）

企業・大学の進路先との面談

東京会場：高尾 兼利（佐賀短期大学）

札幌会場：吉武 利和（香蘭女子短期大学）

卒業生へのアンケート

東京会場：稲永 由紀（筑波大学）

札幌会場：阿部恵美子（長崎短期大学）

質疑応答

第2部 ステークホルダー調査の活用

全国短大におけるステークホルダー調査とその活用

吉本 圭一（九州大学）

ステークホルダー調査活用事例の報告

東京会場：長崎女子短期大学

札幌会場：長崎短期大学

総括討論

閉会



9月18日に東京・目白大学新宿キャンパスで開催されたワークショップ

組織

●職員を採用しました

本協会事務局職員の退職に伴い、平成19年9月1日付で事務局総務課係員を1名採用しました。

●訃報

佐久間 彊（さくま つとむ）氏（千葉経済大学短期大学部 名誉理事長）は、去る7月26日、心不全のため逝去されました。同氏は、本協会が発足した際に会長（平成6年～12年までの6年間）に就任、その後は、理事（平成12年～14年までの2年間）として短期大学基準協会の発展に尽力されました。心からご冥福をお祈り申し上げます。享年90歳

平成 18 年度（平成 18 年 10 月～平成 19 年 3 月）

理事会

第 9 回 2 月 15 日

議事

1. 平成 18 年度第三者評価に係る機関別評価案に対する異議申立て等について
2. 平成 18 年度第三者評価に係る機関別評価報告書の決定について
3. 次期委員会委員の構成、任期、選考方法等について
4. 各種委員会規程の一部改正について
5. 本協会事務組織規程の一部改正について

第 10 回 3 月 22 日

議事

1. 平成 18 年度第三者評価の決定について
2. 平成 20 年度以降の評価員候補者等について
3. 平成 18 年度補正予算について
4. 平成 19 年度会費額について
5. 平成 19 年度事業計画について
6. 平成 19 年度収支予算について
7. 次期評議員の選考について

臨時理事会

第 1 回 12 月 14 日

議事

1. 平成 18 年度機関別評価案の内示について

評議員会

第 4 回 3 月 22 日

議事

1. 平成 18 年度補正予算について
2. 平成 19 年度会費額について
3. 平成 19 年度事業計画について
4. 平成 19 年度収支予算について
5. 次期役員を選考について
6. 平成 20 年度以降の評価員候補者等について

第三者評価委員会

第 18 回 10 月 19 日

議事

1. 平成 19 年度第三者評価 ALO 対象説明会について
2. 平成 18 年度第三者評価委員会分科会について
3. 評価員候補者推薦・登録についての課題について
4. 評価員研修会受講証（案）について

第 19 回 11 月 16 日

議事

1. 平成 18 年度第三者評価機関別評価原案たたき台について

第 20 回 12 月 7 日

議事

1. 平成 18 年度第三者評価機関別評価について

第 21 回 12 月 14 日

議事

1. 平成 18 年度機関別評価案について
2. 平成 20 年度以降の評価員候補者の推薦・登録について

第 22 回 2 月 15 日

議事

1. 平成 18 年度機関別評価報告書について
2. 改善報告書の提出について
3. 平成 18 年度第三者評価報告書の公表について
4. 平成 18 年度第三者評価適格認定証贈呈式について
5. 社会への公表について
6. 平成 18 年度評価の振り返りについて
7. 平成 19 年度（4 月～12 月）第三者評価に関する日程について
8. 平成 19 年度「領域別評価票」フォーマットについて
9. 平成 20 年度以降の評価員候補者の推薦・登録について

第 23 回 3 月 22 日

議事

1. 平成 18 年度第三者評価機関別評価案（内示）に係る改善報告の検討について
2. 平成 18 年度第三者評価機関別評価結果の決定について
3. 平成 19 年度「機関別評価結果」及び「領域別評価票」のフォーマットについて

マットについて

4. 「第三者評価の要綱」の一部改正について
5. 平成 20 年度第三者評価実施要領について

第三者評価委員会小委員会

第 1 回 10 月 19 日

議事

1. 平成 19 年度第三者評価 ALO 対象説明会について
2. 平成 18 年度第三者評価委員会分科会について
3. 評価員候補者推薦・登録についての課題について
4. 評価員研修会受講証（案）について

第 2 回 11 月 16 日

議事

1. 平成 18 年度機関別評価原案たたき台について
2. 専任教員認定基準（内規/案）について

第 3 回 12 月 14 日

議事

1. 平成 18 年度機関別評価案について

第 4 回 1 月 18 日

議事

1. 平成 19 年度の評価員について
2. 平成 20 年度以降の評価員候補者の推薦・登録について
3. 平成 18 年度第三者評価 機関別評価案（内示）に対する異議申立て案件等について
4. 平成 18 年度評価の振り返りについて
5. 平成 19 年度第三者評価関係年間スケジュールについて
6. 平成 19 年度「機関別評価結果」及び「領域別評価票」のフォーマットについて

第 5 回 2 月 14 日

議事

1. 平成 18 年度第三者評価 機関別評価案（内示）に対する異議申立て案件について
2. 平成 18 年度第三者評価 機関別評価案（内示）に対する意見申立てについて
3. 平成 18 年度第三者評価 機関別評価案（内示）に対する改善計画書の提出について
4. 機関別評価案のリライトについて
5. 平成 18 年度第三者評価報告書公表について
6. 平成 18 年度第三者評価適格認定証贈呈式について
7. 平成 18 年度第三者評価の振り返りについて
8. 平成 19 年度「機関別評価結果」及び「領域別評価票」のフォーマットについて
9. 平成 19 年度評価員研修会について
10. 平成 20 年度以降の評価員候補者の推薦・登録について
11. 平成 20 年度以降の評価申込み意向調査について

第 6 回 3 月 22 日

議事

1. 平成 18 年度第三者評価機関別評価案（内示）に係る改善報告の検討について
2. 平成 18 年度第三者評価結果報告書公表資料について
3. 評価員活動認定証について（再確認）
4. 平成 19 年度「機関別評価結果」及び「領域別評価票」のフォーマットについて
5. 平成 19 年度評価員研修会について
6. 「第三者評価の要綱」の一部改正について
7. 平成 20 年度第三者評価実施要領について
8. 平成 20 年度以降の評価申込み意向調査の集計結果について

第三者評価審査委員会

第 2 回 2 月 2 日

議事

1. 平成 18 年度第三者評価に係る異議申立てに関する取扱要領（案）について
2. 平成 18 年度第三者評価 機関別評価結果案（内示）に対する異議申立案件について
3. 平成 18 年度第三者評価 機関別評価結果案（内示）に対する意見の申立案件について

自己点検・相互評価推進委員会

第 23 回 2 月 9 日

議事

1. 地域総合科学科の達成度評価（平成 15・16 年度適格認定分）について
2. 地域総合科学科の達成度評価（平成 17 年度適格認定分）について

調査研究委員会

第13回 12月18日

議事

1. 短期大学ステークホルダーへのインタビュー調査について
2. 高等教育質保証機関国際ネットワーク (INQAAHE) 調査について
3. 平成19年度調査研究委員会事業計画について

第14回 2月26日

議事

1. 「短期大学ステークホルダー調査」報告書(案)について
2. 「地域主導による日本型コミュニティ・カレッジの開発的研究」—2007年度の計画—について

広報委員会

第6回 11月17日

議事

1. NEWS LETTER 第37号の編集について

第7回 2月16日

議事

1. NEWS LETTER 第38号の編集について
2. 本協会概要パンフレットの改訂版作成について

平成19年度第三者評価 ALO 対象説明会

10月27日

プログラム

1. 第三者評価を受けるにあたって
2. 平成19年度第三者評価実施に関する留意事項について
3. 本協会の第三者評価について(平成17年度評価結果について)
4. 自己点検・評価報告書の作成について

平成19年度(平成19年4月~平成19年9月)

理事会

第11回 5月24日

議事

1. 理事長及び副理事長の互選について
2. 第三者評価の要綱について
3. 平成18年度事業報告について
4. 平成18年度決算報告について
5. 平成20年度第三者評価実施要領について
6. 評議員選考委員会委員の選出について
7. 広報委員会の指名理事及び委員長について

第12回 9月20日

議事

1. 平成20年度評価校と評価実施に伴う評価員の決定について
2. 第三者評価申込みの取下げと評価料の取扱いについて
3. 地域総合科学科の適格認定について
4. 地域総合科学科の達成度評価について

評議員会

第5回 5月24日

議事

1. 議長の互選について
2. 第三者評価の要綱について
3. 平成18年度事業報告について
4. 平成18年度決算報告について
5. 平成20年度第三者評価実施要領について
6. 役員選考委員会委員の選出について

第三者評価委員会

第24回 4月19日

議事

1. 平成18年度第三者評価贈呈式実施企画書について
2. 第三者評価の要綱のパブリックコメント対応について
3. 平成19年度評価員研修会について
4. 平成19年度第三者評価 第三者評価委員会分科会について
5. 自己点検・評価報告書マニュアルの改訂の考え方について
6. 平成21年度第三者評価希望校の対応策について
7. 第三者評価申込みの取り下げの取扱いについて

第25回 6月14日

議事

1. 平成18年度第三者評価実施校学長アンケートについて
2. 平成19年度第三者評価の評価担当者について

3. 平成19年度評価員研修会で配布する資料について
4. 平成19年度第三者評価委員会分科会の日程について

第26回 7月19日

議事

1. 平成19年度の評価関係委員会等日程について
2. 財団法人短期大学基準協会分科会に関する内規(案)について
3. 平成19年度第三者評価校へのアンケートについて
4. 平成20年度第三者評価実施校 ALO 対象説明会の開催について
5. 平成20年度第三者評価 評価員選定の考え方について
6. 通信教育課程のみを置く短期大学の評価員候補者の推薦人数について

第27回 9月20日

議事

1. 平成19年度第三者評価委員会分科会の構成員について
2. 平成20年度第三者評価の申込み状況について
3. 平成20年度第三者評価評価員について
4. 平成21年度第三者評価の実施予定短期大学に対する確認の調査結果及びその取扱いについて

第三者評価委員会小委員会

第7回 4月19日

議事

1. 第三者評価の要綱のパブリックコメント対応について
2. 平成18年度第三者評価贈呈式について
3. 平成19年度評価員研修会の担当者の確認について
4. 平成19年度評価員研修会に配布する資料について
5. 項目別評価のための考え方の改訂について
6. 評価員の役割の改訂について
7. チーム責任者の役割の改訂について
8. 評価員マニュアルの改訂について
9. 様式類の使用法について説明書について
10. 項目別評価記入用紙の改訂について
11. ALO へのお願い文書の改訂について
12. 平成19年度第三者評価申込みの取り下げについて
13. 平成19年度第三者評価委員会分科会の日程について
14. 平成20年度 ALO 対象説明会 次第(案)について

第8回 5月24日

議事

1. 第三者評価の要綱(平成19年5月改訂)の送付状について
2. 平成20~22年度第三者評価実施に係る評価員の資格・条件について
3. 平成21年度第三者評価希望校へのアンケート調査について
4. 第三者評価申込みの取下げと評価料の取扱いについて
5. 問題評価校の分科会の担当方法について
6. 短大と大学の合同教授会の取り扱いについて
7. 平成19年度第三者評価の評価員の選考について
8. 平成20年度第三者評価実施要領について
9. 項目別評価のための考え方の改訂について
10. 評価員の役割の改訂について
11. チーム責任者の役割の改訂について
12. 評価員マニュアルの改訂について
13. 様式類の使用法について説明書について
14. 項目別評価記入用紙の改訂について
15. 自己点検・評価報告書作成マニュアルの改訂の考え方について
16. 評価システム改善の経緯について
17. 評価員研修会資料に使用する「事例」について

第9回 6月14日

議事

1. 平成18年度第三者評価実施校学長アンケートについて
2. 平成19年度第三者評価の評価担当者について
3. 平成19年度評価員研修会で配布する資料について
4. 平成19年度第三者評価委員会分科会の構成について
5. 第三者評価申込みの取下げと評価料の取扱いについて
6. 短大と大学の合同教授会の取り扱いについて
7. 平成20年度第三者評価実施校 ALO 対象説明会の開催について
8. 平成19年度の評価関係委員会等日程について

第10回 7月19日

議事

1. 平成19年度の評価関係委員会等日程について
2. 財団法人短期大学基準協会分科会に関する内規について
3. 通信教育課程を置く短期大学の平成19年度第三者評価について
4. 平成19年度第三者評価評価校へのアンケートについて
5. 平成20年度第三者評価評価校 ALO 対象説明会の開催について

6. 平成 20 年度第三者評価評価員選定の考え方について
7. 通信教育課程のみを置く短期大学の評価員候補者の推薦人数について

自己点検・相互評価推進委員会

第 24 回 5 月 16 日

議事

1. 地域総合科学科の達成度評価（平成 15・16 年度適格認定分）について
2. 地域総合科学科の達成度評価について
3. 地域総合科学科の認定マーク（仮称）について

第 25 回 8 月 7 日

議事

1. 地域総合科学科適格認定評価の面接審査について

第 26 回 8 月 23 日

議事

1. 佐賀女子短期大学キャリアデザイン学科に対する適格認定評価報告（案）について
2. 平成 15・16 年度開設学科の達成度評価について
3. 平成 17 年度開設学科の達成度評価について

調査研究委員会

第 15 回 6 月 29 日

議事

1. 日本型コミュニティ・カレッジの開発的研究の進捗状況について
2. ステークホルダー調査を通じた短大教育の点検・評価方法に関するワークショップについて
3. 「ステークホルダー（卒業生・企業等）調査を通じた短大教育の点検・評価」ブックレット（仮称）の作成について

広報委員会

第 8 回 5 月 25 日

議事

1. NEWS LETTER 第 39 号の編集について
2. 「短期大学基準協会の概要」改訂版の作成について

第 9 回 7 月 20 日

議事

1. NEWS LETTER 第 40 号の編集について
2. 「短期大学基準協会の概要」改訂版の作成について

平成 19 年度第三者評価 評価員研修会

7 月 12 日・13 日

プログラム

チーム責任者研修会

- ① 評価文化形成に向けて
- ② チーム責任者の役割について
- ③ 領域別評価票の作成について

評価員研修会

- ① 短期大学設置基準について
（説明）福島哉史氏
（文部科学省高等教育局大学振興課短期大学係長）

- ② 評価員の役割について
- ③ 領域 I～X の評価の考え方について
- ④ 評価チーム打合せ
- ⑤ 訪問調査・その他について
- ⑥ 総括質疑・質問票への回答
- ⑦ 事務手続等に関する事務局相談窓口

平成 20 年度第三者評価 評価校 ALO 対象説明会

9 月 19 日

プログラム

1. 本協会の第三者評価について
2. 第三者評価を受けるにあたって
3. 平成 20 年度の第三者評価実施に関する留意事項について

ステークホルダー調査を通じた短大教育の点検・評価方法に関するワークショップ

9 月 18 日（東京会場）

9 月 27 日（札幌会場）

プログラム

短期大学の将来構想に関する研究会のあゆみ

イントロダクション

第 1 部 ステークホルダーへの接近

- ① 卒業生を訪問、卒業生の訪問
- ② 企業・大学の進路先と面談
- ③ 卒業生へのアンケート

第 2 部 ステークホルダー調査の活用

- ① 全国短大におけるステークホルダー調査とその活用
- ② ステークホルダー調査活用事例の報告

編集後記

今年は彼岸を過ぎても暑さが続き、地球温暖化を感じさせられた夏でした。そろそろ秋になるだろうと願っています。

本協会の第三者評価は 3 年目を迎え、評価文化が短大に少しずつ根付いています。4 年目となる来年度の評価に向けて、ALO 対象説明会が 9 月に行われました。本号がお手許に届く頃には今年度の訪問調査が終わり近づきます。

これまでに、自己点検・評価報告書を調査し、その短大を訪問調査した評価員から、また評価員の訪問を受けた短大の関係者から原稿をお寄せいただきました。本号の論説は二人の ALO にお願いました。

平成 17 年度から 22 年度までの 6 年間で評価が一巡するので、それまでの評価の進め方の原則は変わりません。本協会では、その間に微調整を行いながら、2 巡目に向けての評価項目の数や内容、評価の手続きなどの見直しが必要ですし、評価を受けた短大では評価結果を踏まえた改善を進めていくことになります。それぞれ有効な改善が進められることが期待されます。

地域総合科学科は本協会の適格認定を受けて設置されますが、完成年度を迎えた短大に対して本協会は達成度評価を行います。本年 9 月に第 1 回の達成度評価が行われましたので、自己点検・相互評価推進委員会からその経緯を報告していただきました。

本協会のいろいろな活動をご理解いただければ幸いです。

ニューズレターへのご意見やご投稿をお待ちしています。

(PHM)

編集・発行

財団法人 短期大学基準協会 広報委員会

〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-11 第 2 星光ビル 6 階

Tel. 03-3261-3594 Fax. 03-3261-8954

E-mail: jimukyoku@jaca.or.jp (旧) jimukyoku@tankikyo.jp

URL: //www.jaca.or.jp/ (旧) //www.tankikyo.jp/